

事業番号	05 06 03	事業改善シート（24年度実施事業分）		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	産業廃棄物適正処理推進事業費			担当課	部局	環境部
<参考> 総合5か年 計画	プロジェクト			課・室	廃棄物対策課	
	施策の総合的展開	3-1 低炭素で循環型の地域社会づくり 2 循環型社会の形成		E-mail	haikibut@pref.nagano.lg.jp	
				実施期間	S46 ~	

1 事業の概要

目指す姿	循環型社会の形成を推進するために、産業廃棄物処理業等の許可事務及び行政処分、並びに産業廃棄物の発生抑制・資源化の促進により、産業廃棄物の適正処理と良好な環境の確保を図る。 成果目標：産業廃棄物総排出量 3,709千t(H20) → 3,600千t(H29)					
現状	・H28までは下水道の普及に伴い下水汚泥の微増が続くが、その他の産業廃棄物は減少傾向にあり、産業廃棄物の総排出量は減少すると考えられる。					
県が関与する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等義務 <input type="checkbox"/> 内部管理 <input type="checkbox"/> 県でなければ実施不可 <input type="checkbox"/> 民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 <input type="checkbox"/> その他()		【左記の説明、根拠法令等】 都道府県は、産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】			
事業内容	① 成果目標(H24)					
	○ 産廃減量化・適正処理実践協定締結事業者数：145者(H24末)					
事業内容	② 事業内容 (単位:千円)					
	項目	実施方法	H24事業実績		H25	
			(当初)	(決算)	(当初)	
	廃棄物処理施設設置審査会	直接	・廃棄物処理施設設置審査会の開催	568	260	561
	産業廃棄物処理業等許可に係る審査資料照会	直接	・廃棄物処理業等の許可に係る審査	611	500	651
	多量及び準多量排出事業者に係る計画策定指導	直接	・多量及び準多量排出事業者に係る計画策定の指導	123	87	139
	産業廃棄物処理実績報告に係る経費	直接	・産業廃棄物処理の実績報告の受付審査	289	197	294
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理推進事業	出捐金 負担金	・(独)環境再生保全機構PCB廃棄物処理基金へ出捐 ・北海道PCB廃棄物処理事業広域協議会への負担金	27,108	26,829	27,186
	阿智処分場用地の維持管理経費	委託 直接	・阿智処分場用地の維持管理	4,014	3,909	3,695
事務経費(経常)	直接	・消耗品、コピー使用料等	1,960	1,673	1,961	
		合計	34,673	33,455	34,487	
事業コスト	区分(単位:千円)					
	予算額	前年度繰越				
		当初予算	58,949	47,123	34,673	34,487
		補正予算	17,760	4,500		
		合計(A)	76,709	51,623	34,673	34,487
	Aの財源	国庫支出金				
		県債				
		その他(多数料等)	54,231	43,512	26,562	26,376
		一般財源	22,478	8,111	8,111	8,111
	決算額(B)	74,533	49,615	33,455		
概算人件費	職員数(人)	8.00	8.00	8.00	8.00	
	概算人件費(C)	66,536	66,064	66,064	66,064	
	概算事業費(B(A)+C)	141,069	115,679	99,519	100,551	
成果目標の達成状況						
目標に対する成果の状況	項目	現況(見込)	H24		H25	
			目標	成果	達成状況	目標
	産廃減量化・適正処理実践協定締結事業者数	135者(H23末)	145者(H24末)	145者	達成	155者(H25末)

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか。	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 ・廃棄物処理施設を巡る紛争が多くあることから、引き続き廃棄物条例の周知を図り、条例で規定する基準の徹底や、事業計画協議制度の適切な運用により、廃棄物処理に係る信頼を確保する必要がある。 ・産業廃棄物の排出抑制・資源化の推進に必要な啓発及び施策の検討を行う必要がある。 ・最終処分場のひっ迫に備え、阿智村伍和地区廃棄物処理施設用地を今後も適正に管理する必要がある。
---------------------	--